

株 式 取 扱 規 程

制定 2005年9月28日
改正 2010年1月29日



Daiichi-Sankyo

第一三共株式会社

目 次

第1章 総 則

第1条	目的
第2条	株主名簿管理人
第3条	請求または届出
第4条	規程の変更

第2章 株主名簿への記録等

第5条	株主名簿への記録
第6条	株主名簿に使用する文字等
第7条	新株予約権原簿への記載または記録等

第3章 諸 届

第8条	株主等の住所および氏名または名称の届出
第9条	外国居住株主等の届出
第10条	法定代理人
第11条	共有株式の代表者
第12条	法人の代表者
第13条	その他の届出
第14条	新株予約権者の届出事項等

第4章 単元未満株式の買取り

第15条	買取請求の方法
第16条	買取価格の決定
第17条	買取代金の支払い
第18条	買取株式の移転

第5章 単元未満株式の買増し

第19条	買増請求の方法
第20条	買増請求の制限
第21条	買増請求の効力発生日
第22条	買増価格の決定
第23条	買増請求の受付停止
第24条	買増株式の移転の時期

第6章 少数株主権等の権利行使

第25条	少数株主権等の行使方法
第26条	株主提案議案の株主総会参考書類への記載

第7章 手 数 料

第27条	手数料
------	-----

付 則

第1条	主管部所
第2条	規程の種類
第3条	施行期日

第 1 章 総 則

第1条 目的

- 1.1 当会社の株式および新株予約権に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続き等を含む。）については、定款に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。
- 1.2 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条 株主名簿管理人

- 2.1 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条 請求または届出

- 3.1 この規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第25条第1項に定める場合は、この限りでない。
- 3.2 前項の請求または届出について、代理人より行うときには代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- 3.3 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 3.4 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めるものとする。
- 3.5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第4条 規程の変更

- 4.1 この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

第 2 章 株主名簿への記録等

第5条 株主名簿への記録

- 5.1 当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。
- 5.2 当会社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿の記録を変更する。
- 5.3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

第6条 株主名簿に使用する文字等

6.1 当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録されるものとする。

第7条 新株予約権原簿への記載または記録等

7.1 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

7.2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

第8条 株主等の住所および氏名または名称の届出

8.1 株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届け出なければならない。

8.2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条 外国居住株主等の届出

9.1 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

9.2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

9.3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条 法定代理人

10.1 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

10.2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第11条 共有株式の代表者

11.1 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

11.2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第12条 法人の代表者

12.1 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

12.2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

第13条 その他の届出

13.1 第8条から第12条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第5条第3項に定める場合はこの限りでない。

13.2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第14条 新株予約権者の届出事項等

- 14.1 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第8条から第13条までの規定を準用する。ただし、第7条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

第15条 買取請求の方法

- 15.1 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第16条 買取価格の決定

- 16.1 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- 16.2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第17条 買取代金の支払い

- 17.1 当会社は、前条により算出した買取価格を買取代金として、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。
- 17.2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

第18条 買取株式の移転

- 18.1 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続きを完了した日に、当会社の口座に振り替えられるものとする。

第 5 章 単元未満株式の買増し

第19条 買増請求の方法

- 19.1 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第20条 買増請求の制限

- 20.1 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

第21条 買増請求の効力発生日

- 21.1 買増請求の効力は、第19条に定める買増請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到着した日に生じるものとする。

第22条 買増価格の決定

- 22.1 単元未満株式の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

22.2 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第23条 買増請求の受付停止

23.1 当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他の株主確定日

23.2 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第24条 買増株式の移転の時期

24.1 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求をした株主の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 6 章 少数株主権等の権利行使

第25条 少数株主権等の行使方法

25.1 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえで、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

25.2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を適用するものとする。

第26条 株主提案議案の株主総会参考書類への記載

26.1 前条第1項に定めるところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下の記載の字数を超えるときは、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

議案ごとに400字

(2) 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

候補者ごとに400字

第 7 章 手 数 料

第27条 手数料

27.1 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

付 則

第1条 主管部所

1.1 この規程の主管部所はコーポレートコミュニケーション部とする。

第2条 規程の種類

2.1 この規程の種類はガバナンス規程とする。

第3条 施行期日

3.1 この規程は2005年9月28日から施行する。

2006年6月29日 改正

2009年1月5日 改正

2010年1月6日 改正

2010年1月29日 改正